

災害対応力の強化を求める意見書

令和6年能登半島地震からの復旧、復興が道半ばにある中、令和8年7月には熊本県で最大震度7の地震が発生し、大きな被害が生じました。近年、全国各地で大規模な地震や豪雨等の自然災害が相次いでおり、災害対応力の強化が求められています。

災害時に水道施設等のインフラが被害を受けた場合、長期の断水などが生じ、市民生活や都市機能に大きな影響を及ぼします。また、災害対策本部が設置される自治体庁舎は、災害発生直後から情報収集・発信、救援、救護、避難所運営、復旧、復興等を担う拠点であり、単に建物が倒壊しないだけでなく、災害後も行政機能を維持できる耐震性能が必要となります。

さらに、避難所において被災者の健康と尊厳を守るためには、清潔なトイレ、温かい食事、十分な睡眠環境を確保するTKB（トイレ、キッチン、ベッド）の整備、備蓄が重要です。

よって、政府は、災害対応力の強化のため、下記の措置を講じるよう強く求めます。

記

1. 重要な上・下水道管路等について、点検調査を早急かつ計画的に実施できるよう、補助要件の緩和や補助率の引上げなど、自治体への十分な財政措置を講じること。
また、老朽化・耐震化対策を継続的かつ確実に推進できるよう、恒常的かつ安定的な財源を確保すること。
2. 自治体庁舎が災害対策本部としての機能を発揮し、災害発生後も行政機能を維持できるよう、耐震安全性の基準を整備すること。また、既に一定の耐震化を終えている自治体も含め、同基準を満たすための耐震診断、補強設計、耐震改修、庁舎の更新、建て替え等を進められるよう、財政支援制度を創設、拡充すること。
3. 避難所における良好な生活環境を確保するため、必要となるTKB（トイレ、キッチン、ベッド）に関する物資、設備を自治体が平時から十分に確保できるよう、財政支援を拡充するとともに、備蓄、保管を促進する制度を充実させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和8年9月18日

枚方市議会議長 大地 正 広

〈提出先〉

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

国土交通大臣

内閣府特命担当大臣（防災）